

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成31年3月14日

—第9号—

消費生活トラブル情報 **注目!**

引越の契約はしっかり打合せをしましょう！

1 Aくんは新生活に向けて...



ある日、引越比較
サイトで見積りを依
頼しました。

2 引越比較サイトから連絡があり...



おっ！
一番安いB社にし
よう！

3



Aくんは、訪問見積
りをしないまま、引
越をしました。

4



引越が終わり、請求書
を見ると、見積りよりも
高額な請求が...。見積り
時の試算よりも**荷物の
量が多かった**のが原因
でした。

アドバイス

- 複数の事業者の見積書を比較し、価格だけでなくサービス内容も十分検討することが大切です！
また、実際に事業者に訪問してもらって、荷物量や作業内容等を確認した上で見積金額を算定（訪問見積り）してもらいましょう。
- 標準引越運送約款では、事業者の都合による引越料金の増額は認められていませんが、**荷物が
増えるなど利用者の都合で料金に変更が生じた場合は、追加料金を支払うこととなります。**
- **解約・延期手数料を確認しておきましょう！** 標準引越運送約款で、引越日前日で引越料金の
30%以内、当日で50%以内と定められています。

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

Q1 「契約」はどれ?

①洋服を買う



②バスに乗る



③英会話を習う



④友達と遊ぶ約束をする



Q2 契約が成立するのはいつ?



- ① ピザ屋にピザを注文し、店員が「分かりました」と言ったとき
- ② ピザ屋が配達に出掛けたとき
- ③ ピザを受け取り、代金を支払ったとき

① 20、③ 21、② 10: 埼玉

お知らせ

若者の消費者被害防止に向けたチラシを御活用ください!

【目的】

○県が育成した『学生消費者リーダー』の意見を取り入れたチラシを作成し、若者に対して悪質商法等の注意喚起を図る

【デザイン】 (2種類)

- 「知っててよかった188」(被害に遭う編)
- 「それ、悪質商法じゃない!？」(被害に遭ったとき編)

【掲載内容】

- 若者に多い消費者トラブル「ワンクリック請求」「訪問販売」「マルチ商法」「エステティックサービス」の勧誘事例をイラストとセリフで表現
- 消費生活センター及び消費者ホットライン「188」の紹介



学生消費者リーダーの活動はこちら



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる



→ ○郵便番号(7桁)入力を押す

郵便番号が分からない



→ ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど